

# 農地転用許可後の完了報告等について

農地転用の許可後は、以下の条件を遵守し、必要な報告をしてください。

許可に係る工事が完了したときは、速やかに完了報告書を提出してください。

なお、工事期間が6箇月以上に及ぶ場合は、許可の日から6箇月後及びその後工事が完了するまでの間、6箇月ごとに進捗状況報告書を提出してください。

(注) 報告書には、記載事項を証明できる写真(計画に基づいた施設等の配置、施工状況等が確認できるもの。複数方向から撮影したもの)等を添付してください。

また、一時転用の場合は、これらの報告のほか、農地に復元後、速やかに農地復元報告書を提出してください。

## 農地転用の許可条件

(事業計画の変更)

(1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。

なお、許可後において事業計画(用途、転用事業者(申請人)、施設の配置、着工及び完工の時期等を含む。)の変更を行うときは、遅滞なく変更申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(工事の完了報告)

(2) 許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

なお、工事期間が6箇月以上に及ぶ場合は、許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から6箇月ごとに工事の進捗状況を報告すること。

(3) 許可の条件に違反したときは、農地法第51条の規定により、その許可を取り消し、工事その他の行為の停止を命じ、又は原状回復の措置等を取るべきことを命ずる等の処分を行うことがある。

[注意事項]

申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を取るべきことを命ずることがあります。